

令和5年5月22日

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>全国の特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通事故の発生状況や交通違反の検挙件数及び本県状況はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>全国の交通事故発生件数は、令和2年が4件、3年が29件、4年が41件である。また、死者数は、2年と3年はそれぞれ0件、4年が1人であり、負傷者数は、2年が5人、3年が30人、4年が41人となっている。なお、県内では、これまで交通事故の発生は確認されていない。</p> <p>交通違反は、3年9月から4年12月末までの1年2か月間の統計で、全国では1,843件検挙されており、半数以上が歩道通行などの通行区分違反で、この他約2割が信号無視、この他一時不停止や悪質な酒気帯び運転も検挙されている。県内では4年に上山市内において、無免許運転等で1件検挙している。これが県内初検挙であり、これ以降の検挙はない。</p>
吉村委員	<p>令和5年7月1日から16歳以上であれば無免許がなくても特定小型原動機付自転車を運転することができるようになるということだが、免許を持っていない人が運転して交通違反等をしたときに、どのように身元確認を行うのか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>運転免許証を有していない学生については、学生証等の人定事項がわかるもので確認する。なお、所持していない場合については、必要に応じて、家族等に連絡を取って確認する。運転免許を有していない成人の場合は、運転免許証以外で身分確認が可能な身分証等の提示を求め、確認することになる。</p>
吉村委員	<p>特定小型原動機付自転車の運転者講習は、どのような場合に受講するのか、また具体的な講習内容はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>道路における交通の危険を生じさせる恐れのある危険行為として、信号無視などをはじめとした17種類の交通違反が定められている。この危険行為を反復し、さらに交通の危険を生じさせる恐れがあると認められる場合、講習を受ける必要がある。具体的には、過去3年の間にこのように定められている危険行為を2回以上行った場合である。</p> <p>講習内容は、道路交通の現状、交通事故の実態、その他特定小型原動機付自転車の運転に必要な知識等を交通教本や視聴覚教材を用いて3時間行う。</p>
吉村委員	<p>特定小型原動機付自転車による交通事故防止対策はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>現時点では大きく3点考えている。</p> <p>1点目は、県民に対する制度の周知である。県警では、広報チラシ等の作成配布の他に、ホームページやSNSを活用した広報なども考えている。また、関係機関団体や報道機関と連携して、交通ルールを幅広く県民に周知したいと考えている。</p> <p>2点目は、利用者に対する交通ルール遵守の促進である。特定小型原動</p>

発 言 者	発 言 要 旨
五十嵐委員	<p>機付自転車の購入者や利用者に対して、交通ルールを遵守するよう働き掛けるほか、全てのドライバーに対しても、運転免許の更新時講習などで特定小型原動機付自転車が、交通の場に登場するということに関する説明を行っていく。</p> <p>3点目は、交通指導取締りである。道路交通上危険な行為を見かけた場合には、停止を求め職務質問をするなどして、交通指導取締りを行っていく。</p> <p>保安基準に適合しているということを示すステッカーのようなものがあるのか。また、車検のようなものはどのようになるのか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>本基準に適合している場合は、ナンバープレート等にその旨が貼付される。また、あくまでも原動機付自転車の範疇であるので、車検等はない。</p>
五十嵐委員	<p>県内の販売店はどのようになっているか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>実際に店頭販売している店舗については承知していない。インターネット等における購入が多いのではないかと想定している。</p>
五十嵐委員	<p>販売店等にも交通事故防止について、協力してもらう必要があると考えるがどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>原動機付自転車を扱う店舗や、そういった店舗で組織する協会等の関係団体の方へ協力を求めながら、広く交通ルールを周知していく。</p>